



(A面)

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名		出 発 地	
入 国 日	____年____月____日		
氏 名	フリガナ		
現 住 所 (日本での 滞 在 先)	電 話 (____) (____) (____) (____) (____) (____)		
職 業			
生年月日	____年____月____日		
パスポート番号 旅券番号	____		
同伴家族	20歳以上 名	6歳以上20歳未満 名	6歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する口に“✓”でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？	はい	いいえ
① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止されているもの（B面1. を参照）	☐	☐
② 肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持込みが制限されているもの（B面2. を参照）	☐	☐
③ 金地金又は金製品	☐	☐
④ 免税範囲（B面3. を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など	☐	☐
⑤ 商業貨物・商品サンプル	☐	☐
⑥ 他人から預かったもの（スーツケースなど運搬用具や理由を明らかにされず渡されたものを含む）	☐	☐

※ 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか？	はい	いいえ
	☐	☐

※ 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品	入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？
	☐ はい (____ 個) ☐ いいえ

※ 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。（入国後6か月以内に輸入するものに限る。）確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》

海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰される場合があります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。（A面の1. 及び3. ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。）

(注) 「その他の品名」欄は、申告を行う入国者本人（同伴家族を含む）の個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。

酒	類		本	*税関記入欄
たばこ	紙 巻		本	
	加熱式		箱	
	葉 巻		本	
	その他		グラム	
香 水			オンス	
その他の品名	数 量	価 格		
*税関記入欄				円

1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
- ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
- ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
- ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

2. 日本への持込みが制限されている主なもの

- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リカガメ・象牙・じゃ香・サボテンなど)
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など

※ 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

3. 免税範囲（一人あたり。乗組員を除く。）

- ・酒類3本(760mlを1本と換算する。)
- ・紙巻たばこ200本(外国製、日本製の区分なし。)(2021年9月30日までは400本)
- ※ 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
- ※ 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
- ※ 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
- ※ 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

携帯品・別送品申告書の記載に御協力頂きありがとうございました。日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。引き続き税関検査への御協力をよろしくお願い致します。